



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

\*45 精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例等の一部を改正する条例 (人事課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例等の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方自治法の一部改正により、行政委員会の委員等の報酬の支給方法に関する規定が議員の報酬の支給方法等に関する規定から分離されたことに伴い、次の条例中の規定の整備を行いました。

- (1) 精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例
- (2) 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例
- (3) 和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例

##### 2 施行期日

平成20年9月1日から施行します。

## 条 例

精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県条例第45号

精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例等の一部を改正する条例

(精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例の一部改正)

第1条 精神保健指定医の費用弁償及び報酬支給条例(昭和25年和歌山県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

(非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例(昭和28年和歌山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改め、「、県議会の議員」を削る。

(和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例(昭和39年和歌山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の額ならびに」を「議員報酬の額並びに」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」

に改める。

第3条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に改める。

第4条第3項中「または」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。